

諮詢書

佐市教委文振第802号
平成27年 1月23日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問事項

佐賀市文化会館に設置した監視カメラによる、個人情報の本人以外からの収集について

2. 質問理由

佐賀市文化会館に設置した監視カメラによる、個人情報の本人以外からの収集については、貴審査会に質問を行い、平成24年11月1日付答申第65号で、適当なものであるとの答申を受けている。

現在設置している監視カメラについては、主に各施設の利用状況の確認及び催物の進行状況確認等を設置目的としていたことから、監視カメラで撮影した画像データの記録は行っていない。

しかし最近は、公共施設や商業施設等に設置された監視カメラによって画像データの記録を行うことが、犯罪の防止や発生時の犯人特定に結びつくケースが増えてきている。

市内有数の大規模集客施設である当館についても、犯罪の抑止力を高め、市民に安全で安心な環境を提供するために、現在設置している監視カメラの一部の画像データを記録することとした。

3. 所管課

教育委員会社会教育部 文化振興課

4. 管理者

公益財団法人佐賀市文化振興財団（指定管理者）

5. 監視カメラの概要

(1) 設置場所

- ・佐賀市文化会館（佐賀市日の出一丁目21-10）

(2) 稼働時間及び設置台数

※別紙1（文化会館カメラ設置状況）のとおり

- ・開館中（午前9時から午後10時まで）に稼動：9台
撮影した画像データを記録する。
- ・催物開催中のみ稼動：9台
画像データの記録は行わない。

(3) 掲示

- ・設置場所に、監視カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(4) モニター及び記録装置

- ・監視カメラで撮影した画像は別紙2（文化会館モニター設置状況）の場所に設置するモニターで随時確認し、館内外の状況を把握するとともに、記録する画像データについては、事務室内の放送機器に内蔵されているハードディスクレコーダー（以下、「レコーダー」とする）に保存する。

(5) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・画像データは、撮影を行った日の翌日から起算して10日間、レコーダーに保存する。
- ・保存期間を経過した画像データは、新しいデータを自動的に上書き記録することで完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(6) 画像データの管理

- ・監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。
- ・管理者を文化会館の指定管理者、公益財団法人佐賀市文化振興財団の常務理事とし、取扱者は、同財団の職員の中から、管理者が指名するものとする。
- ・監視カメラ管理者及び取扱者は、監視カメラ及び画像データの適正な管理に努める。
- ・画像データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・レコーダーを設置する事務室は、閉館時は施錠するとともに、機械による警備を行う。
- ・「佐賀市文化会館監視カメラ運用基準」を別紙3のとおり改定し、公益財団法人佐賀市文化振興財団に、これを遵守させる。

6 画像データの提供

画像データの提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市文化会館監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発を行う場合や、刑事訴

訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

7 その他

資料1 カメラ及びモニターの設置状況写真

資料2 カメラ及びモニターの設置場所

別紙1 文化会館 カメラ設置状況（録画に使用する監視カメラ：網掛(ナ)

	稼働時間帯	モニターの有無	記録の有無	撮影範囲	カメラ設置表示
1 駐車場(東)	開館時	有	有	360°	有
2 駐車場(西)	開館時	有	有	360°	有
3 ロビー(東)	開館時	有	有	360°	有
4 ロビー(西)	開館時	有	有	360°	有
5 大ホールホワイエ	開館時	有	有	360°	有
6 大ホール客席	開館時	有	有	360°	有
7 大ホール舞台上手	催物開催時	有	無	固定	有
8 大ホール舞台下手	催物開催時	有	無	固定	有
9 オーケストラピット	催物開催時	有	無	固定	有
10 奈落(大ホール)	催物開催時	有	無	固定	有
11 中ホールホワイエ	開館時	有	有	360°	有
12 中ホール客席	開館時	有	有	360°	有
13 中ホール舞台上手	催物開催時	有	無	固定	有
14 中ホール舞台下手	催物開催時	有	無	固定	有
15 奈落(大セリ1)	催物開催時	有	無	固定	有
16 奈落(大セリ2)	催物開催時	有	無	固定	有
17 奈落(小セリ)	催物開催時	有	無	固定	有
18 イベントホール客席	開館時	有	有	360°	有

別紙2 文化会館 モニター設置状況（録画に使用する監視カメラ：網掛ナ

モニター設置場所 及び取扱者	カメラ設置場所	文化振興財団												文化振興財団											
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V		
事務室	守衛室	監視室	中央	技工室	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋	樂屋											
1 駐車場(東)	○	○	○																○	○	○	○	○		
2 駐車場(西)	○	○	○																○	○	○	○	○		
3 口ビー(東)	○	○	○																○	○	○	○	○		
4 口ビー(西)	○	○	○																○	○	○	○	○		
5 大ホールホワイエ	○	○	○																○	○	○	○	○		
6 大ホール客席	○	○	○																○	○	○	○	○		
7 大ホール舞台	○	○	○																○	○	○	○	○		
8 大ホール舞台	○	○	○																○	○	○	○	○		
9 オーケストラピット																			○	○	○	○	○		
10 奈落(大ホール)																			○	○	○	○	○		
11 中ホールホワイエ	○	○	○																○	○	○	○	○		
12 中ホール客席	○	○	○																○	○	○	○	○		
13 中ホール舞台	○	○	○																○	○	○	○	○		
14 中ホール舞台	○	○	○																○	○	○	○	○		
15 奈落(大セリ1)																			○	○	○	○	○		
16 奈落(大セリ2)																			○	○	○	○	○		
17 奈落(小セリ)																			○	○	○	○	○		
18 イベントホール客席	○	○	○																○	○	○	○	○		

別紙3 佐賀市文化会館監視カメラ運用基準 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○佐賀市文化会館監視カメラ運用基準</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この運用基準は、佐賀市文化会館における各施設の利用状況確認及び催物の進行状況確認、並びに安全管理と盗難防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。</p>	<p>○佐賀市文化会館監視カメラ運用基準</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この運用基準は、佐賀市文化会館における各施設の利用状況確認及び催物の進行状況確認、並びに安全管理と犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 監視カメラ 本市が前条の目的を達成するために設置するカメラ及び当該カメラにより撮影した画像を放映または記録を行う関連機器で構成されるものであって、通信回線等により外部と接続できないもの</p> <p>(2) 画像データ 監視カメラで撮影したデータ</p> <p>(3) レコーダー 画像データを記録する機器</p> <p>(4) データ媒体 第6条の規定により提供する画像データを記録するための外 部記録媒体</p> <p>(5) モニター 画像データを目視確認するための機器</p> <p>（監視カメラの設置）</p> <p>第2条 監視カメラは、佐賀市文化会館の建物内及び敷地内に設置する。</p> <p>2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。</p> <p>3 監視カメラで撮影する区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。</p> <p>（監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者）</p>

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、公益財団法人佐賀市文化振興財团常務理事とする。

3 取扱者は、公益財団法人佐賀市文化振興財团職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、管理運営上必要な場合は、第三者を取扱者として指名できるものとする。

5 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

6 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ _____ の適正な取り扱いに努めなければならない。

(画像 _____ の取り扱い)

第4条 監視カメラの画像は、録画を行わないものとする。

第4条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、公益財団法人佐賀市文化振興財团常務理事とする。

3 取扱者は、公益財団法人佐賀市文化振興財团職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、管理運営上必要な場合は、第三者を取扱者として指名できるものとする。

5 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

6 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(画像データの取り扱い)

第5条 監視カメラが撮影した画像データは、設置目的に必要な範囲内において随時モニターで確認できるようにする。また、開館時に常時稼動する監視カメラの画像データは、事務室に設置しているレコーダーに記録するものとする。

2 レコーダーに記録した画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して10日間とする。ただし、次条の規定により画像データを提供する必要があるときは管理者が必要と認めるときは、10日を超えて保存することができる。

3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去するものとする。

4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供時の制限)

第6条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合のほか、監視カメラの設置者、管理者、及び取扱者以外のものに提供してはならない。

2 佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならぬ。

(1) データ媒体に記録した画像データを複写してはならないこと

		(2) 画像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること
3	提供先から返却されたデータ媒体に記録された画像データは、復元できない方法によつて消去しなければならない。	
(委任)		
第5条	この基準に定めるものほか、監視カメラの設置及び運用に関する事項は、 <u>_____管理者が _____</u> 定める。	
附則	この基準は平成24年10月15日から実施する。	
(委任)	この基準に定めるものほか、監視カメラの設置及び運用に関する事項は、 <u>_____は、<u>_____管理者が _____</u>定める。</u>	
第7条	この基準に定めるものほか、監視カメラの設置及び運用に関する事項は、 <u>設置者及び管理者が協議の上</u> 定める。	
附則	この基準は平成24年10月15日から実施する。	
附則	この基準は平成27年 <u>月</u> <u>日</u> から実施する	

資料1 カメラ及びモニターの設置状況写真

文化会館カメラ NO. 1~8

1



駐車場(東)

2



駐車場(西)

・録画あり

3



ロビー(東)

・録画あり

4



ロビー(西)

・録画あり

5



大ホール
ホワイエ

・録画あり

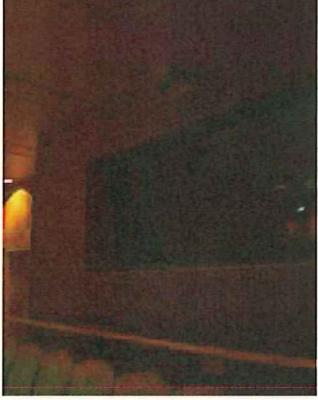
5'



※表示

「催物の開催中はカメラが作動しています」

6



大ホール客席

・録画あり

7



大ホール舞台上手

文化会館カメラ NO. 8~14

8



大ホール
舞台下手

9



オーケストラピット

10



奈落(大ホール)

11



中ホール
ホワイエ
・録画あり

12



中ホール客席
・録画あり

12'



※表示
「催物の開催中はカメラが作動しています」

13



中ホール舞台上手

14



中ホール舞台下手

文化会館カメラ NO. 17~18

15



奈落(大セリ1)

16



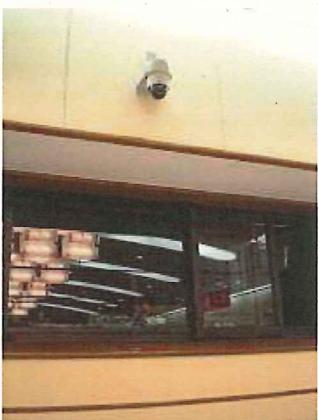
奈落(大セリ2)

17



奈落(小セリ)

18



イベントホール
客席

・録画あり

文化会館モニター A~G

A



管理事務室

A'



B



守衛室

C



中央監視室

D



技工室

E



樂屋1

F



樂屋2

G



樂屋3

文化会館モニター H~O

H



I



樂屋5

J



K



樂屋7

L



M



樂屋9

N



大ホール樂屋事務室

O



中ホール樂屋事務室

文化会館モニター P~V



大ホール調光室



大ホール音調室



大ホール下手袖



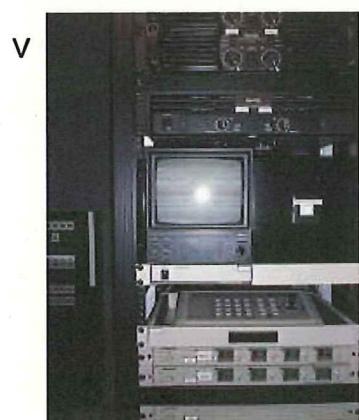
中ホール調光室



中ホール音調室



中ホール下手袖



イベントホール
調光・音調室

文化会館 録画機器

○録画機器



レコーダー



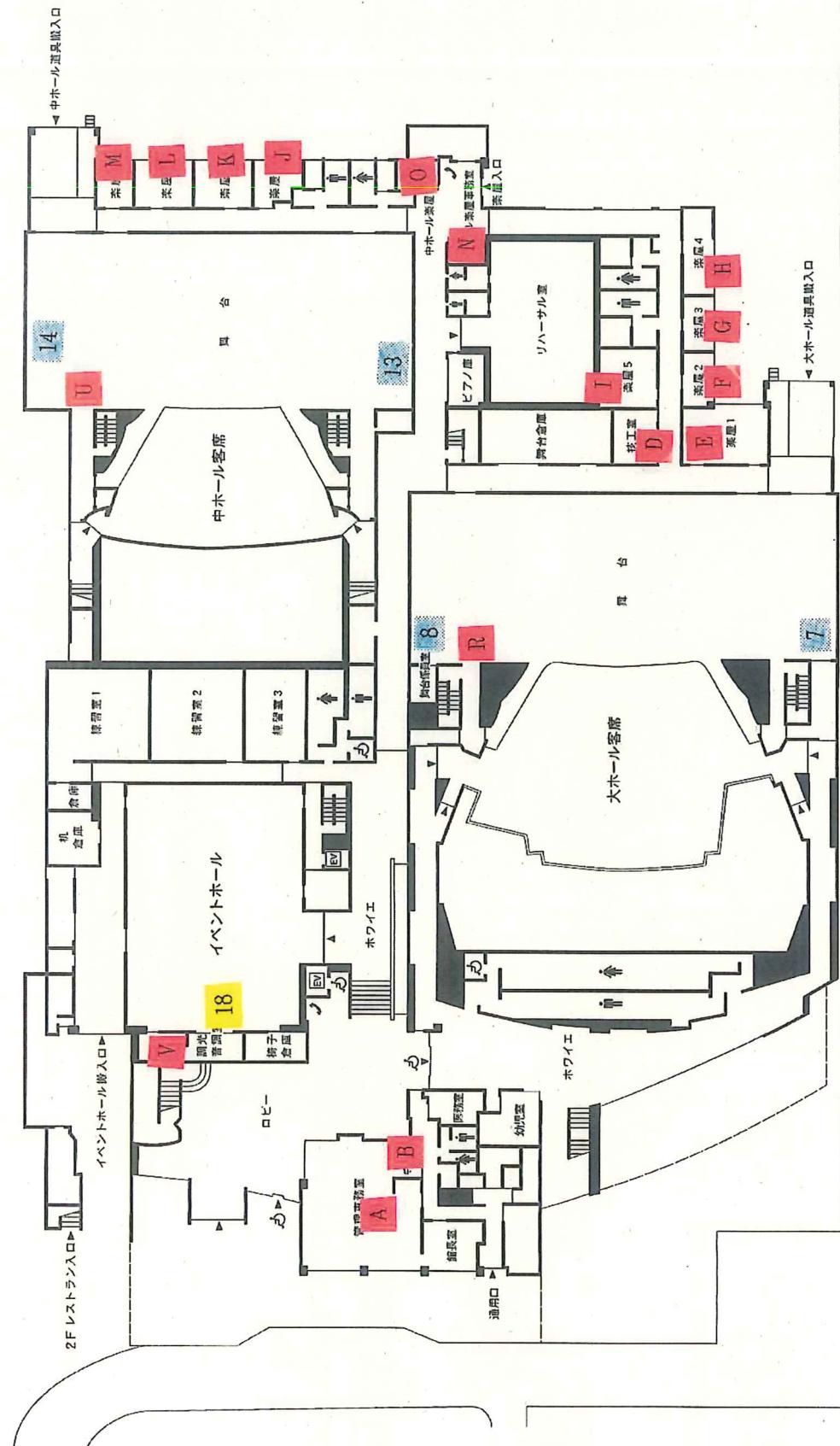
○館内表示(案)



資料2 カメラ及びモニターの設置場所

1階平面図

佐賀市文化会館
〒840-0033 佐賀市日出一丁目2番10号
TEL 0952-32-3000㈹

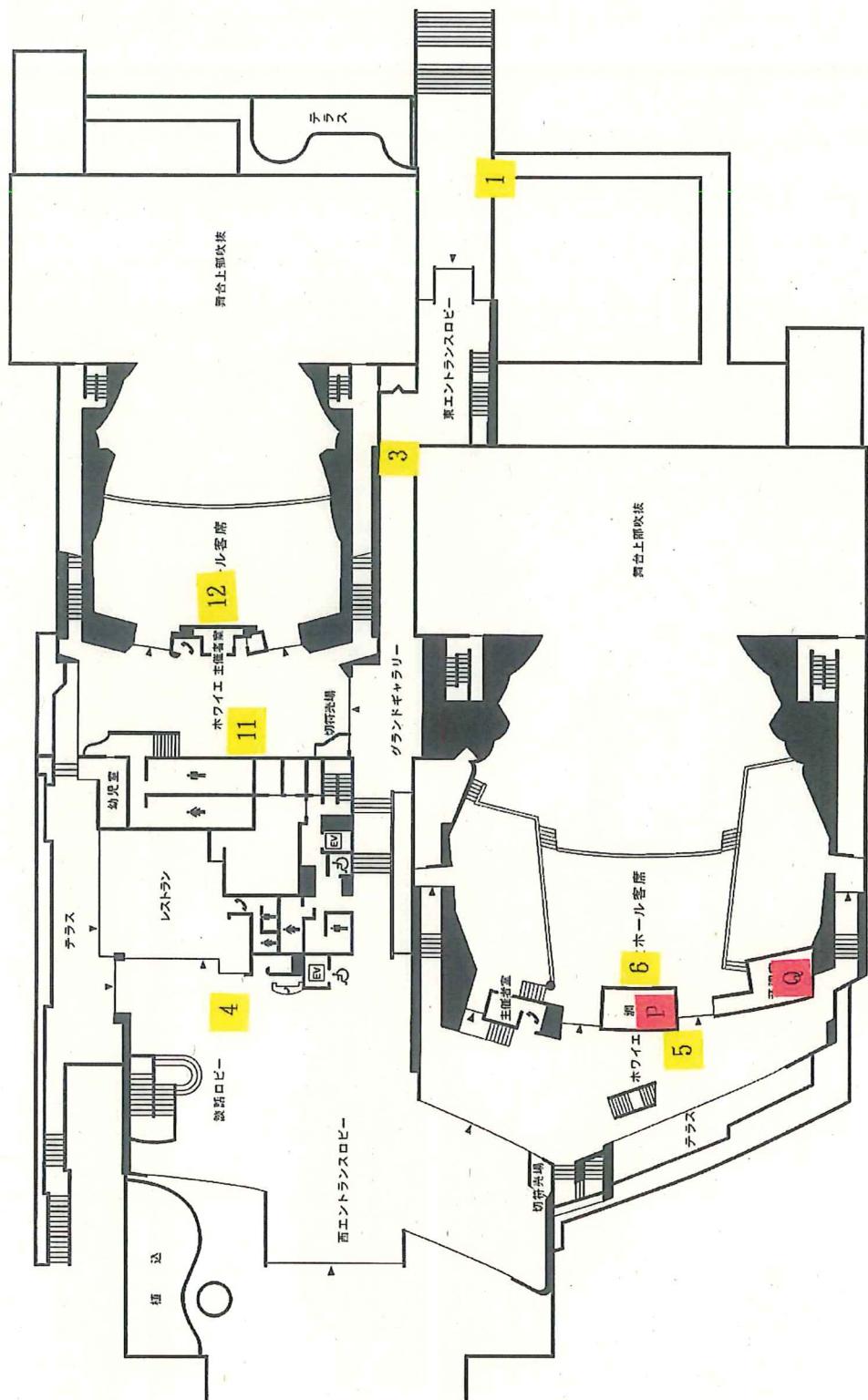


1～18 監視カメラ (青: 録画なし 黄: 録画あり)
A～V モニター (赤)

國面平階乙

佐賀市文化会館
〒849-0923 佐賀市日出一丁目21番10号
TEL 0952-32-3000㈹

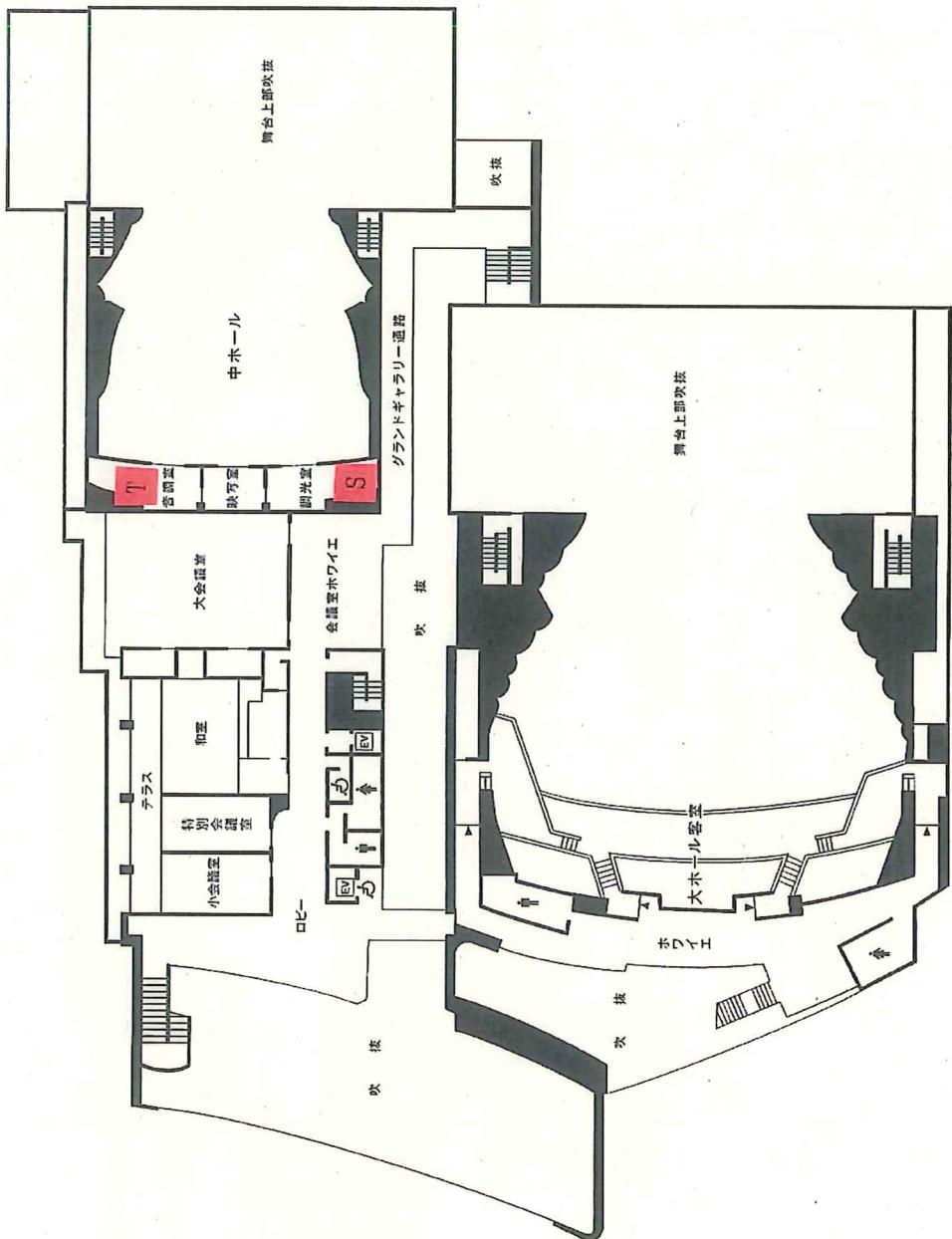
F849-0923 佐賀市日の出一丁目21番10号
TEL 0952-32-3000㈹

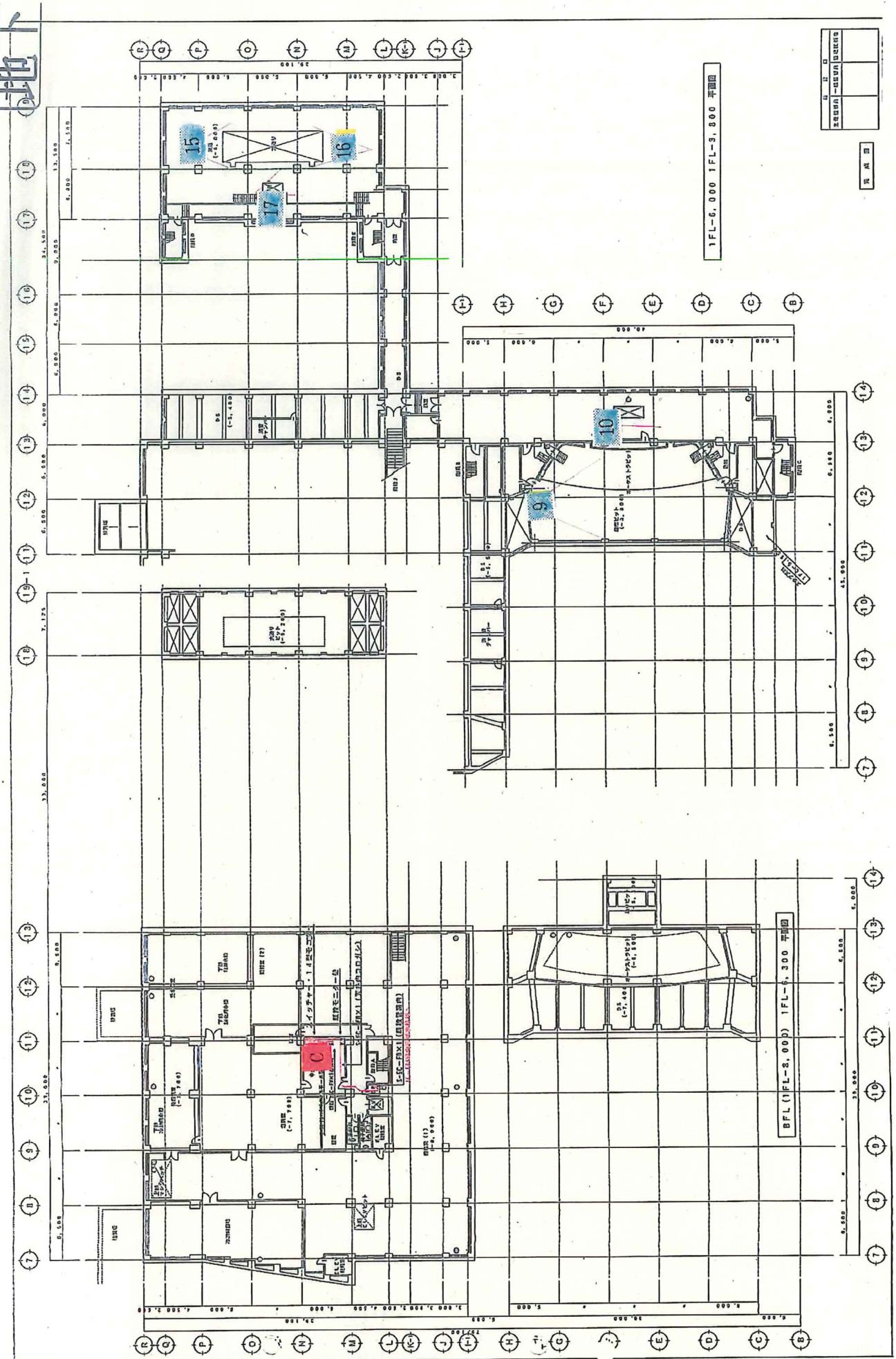


3階平面図

佐賀市文化会館

〒840-0923 佐賀市日の出一丁目21番10号
TEL 0952-32-3000㈹





4階

